

# 被保険者が死亡した場合の各種給付金の申請について

被保険者様が死亡した場合は、民法上の相続人からご申請を頂く必要があります。  
下記の要領で申請書を作成の上、ご提出をお願いします。

- 1ページ目の被保険者(申請者)情報欄の「氏名(カナ)・氏名・住所」は、申請者となる相続人の方の「氏名(カナ)・氏名・住所」を記入ください。

亡くなられた方の記号番号・生年月日

- 1ページ目の振込先指定口座は、申請者となる相続人名義の口座としてください。

被保険者証	記号(左づめ)	記号(右づめ)	生年月日
氏名(カタカナ)	相続人の方の氏名(カナ)		
氏名	相続人の方の氏名		
郵便番号(ハイフン除く)	電話番号	相続人の方の住所	
住所	相続人の方の住所		

- 死亡した被保険者様と申請者(相続人)の続柄を確認できる戸籍謄本を添付願います。

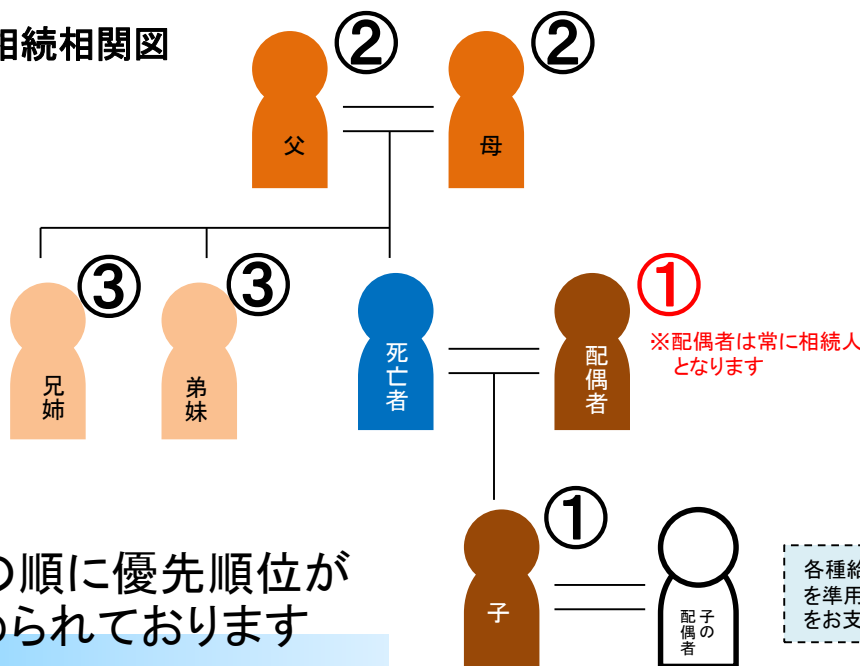
金融機関名称	相続人の方の口座情報		
預金種別	1	口座番号(左づめ)	



死亡した被保険者様と申請者(相続人)の方の戸籍が、結婚等で別になっている場合等は、それぞれの戸籍謄本や改製原戸籍が必要となる場合があります。戸籍の取り方について不明な点があれば、別途ご相談願います。

死亡した被保険者様に配偶者・子がいる場合は、配偶者・子が第一順位の相続人となります。(子がいない場合は、直系尊属である父・母が相続人となる等、優先順位がございますので、下図をご参照下さい。) ご不明な点があれば下記までお問い合わせ願います。

## 《参考》 相続関係図



数字の順に優先順位が定められております

各種給付金は、民法の相続の規定を準用して、相続人の方に未支給分をお支払することになっております。